

職場適応訓練委託規則及び香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第38号

職場適応訓練委託規則及び香川県会計規則の一部を改正する規則
(職場適応訓練委託規則の一部改正)

第1条 職場適応訓練委託規則(昭和38年香川県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第12条 略 (1)・(2) 略 (3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号) <u>第22条</u> の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合又は同法 <u>第26条第3項</u> の規定に基づき公共職業安定所長が指示の変更をした場合 (4)～(6) 略	第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。 (1)・(2) 略 (3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号) <u>第20条</u> の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合又は同法 <u>第24条第3項</u> の規定に基づき公共職業安定所長が指示の変更をした場合 (4)～(6) 略

(香川県会計規則の一部改正)

第2条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(随意契約ができる場合) 第184条 略 (1)～(8) 略 (9) 略 ア 略 イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号) <u>第37条第1項</u> に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者 (10)～(17) 略	(随意契約ができる場合) 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 (1)～(8) 略 (9) 次に掲げる施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。 ア 略 イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号) <u>第41条第1項</u> に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者 (10)～(17) 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。